

こんにちは 都税事務所です

公益社団法人荒川法人会会員のみなさまに、新春のお慶びを申し上げます。



1 月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	平成 26 年 1 月 1 日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係
申告期限	平成 26 年 1 月 31 日 (金)

詳しくは、「申告の手引き」または主税局ホームページをご覧ください。資産が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

【電子申告についてのお問い合わせ先】

 (地方税ポータルシステム)

ホームページ <http://www.eltax.jp/>



エルタックス

検索 



eLTAX イメージキャラクター
エルレンジャー

サポートデスク ☎ 0570-081459 (IP 電話・PHS から: ☎ 045-759-3931)

※ 午前 8 時 30 分から午後 9 時 00 分まで (土日祝・年末年始 (12/29 ~ 1/3) を除く)

【お問い合わせ先】 荒川都税事務所 固定資産税課 償却資産係 3802-8111

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

e-Tax

電子申告で
効率UP!

法人会オリジナルキャラクター「けんた」

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが!

- 添付書類の提出省略
- 還付がスピーディ

※所得税額前年より年増、所得税額が前年増の届出又は異動を申告される場合がございます。

所得税の確定申告期間中は e-Taxが24時間利用[※]できるので、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書を作成すれば、時間を選ばず自宅で手続きが行えます。

※メンテナンス時間を除きます。



法人会は会社経営の効率化のために e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索